古海 18 号墳地形測量業務仕様書

業務概要

1　業務名

古海 18 号墳地形測量業務

2　業務場所

鳥取市古海及び嶋地内

業務対象地位置図

3　業務期間

契約締結日から令和８年１２月２８日（月）まで

4　業務目的

地上レーザスキャナーによって古海 18 号墳の三次元点群測量を行い、古墳の詳細な地形図を作成する。

5　業務概要

測量業務　　1式	
打合せ（中間２回）	１業務
基準点測量	
４級基準点測量	８点
地上レーザ測量	A＝0.008 ㎢
図面作成	１式

６　業務対象地の図面

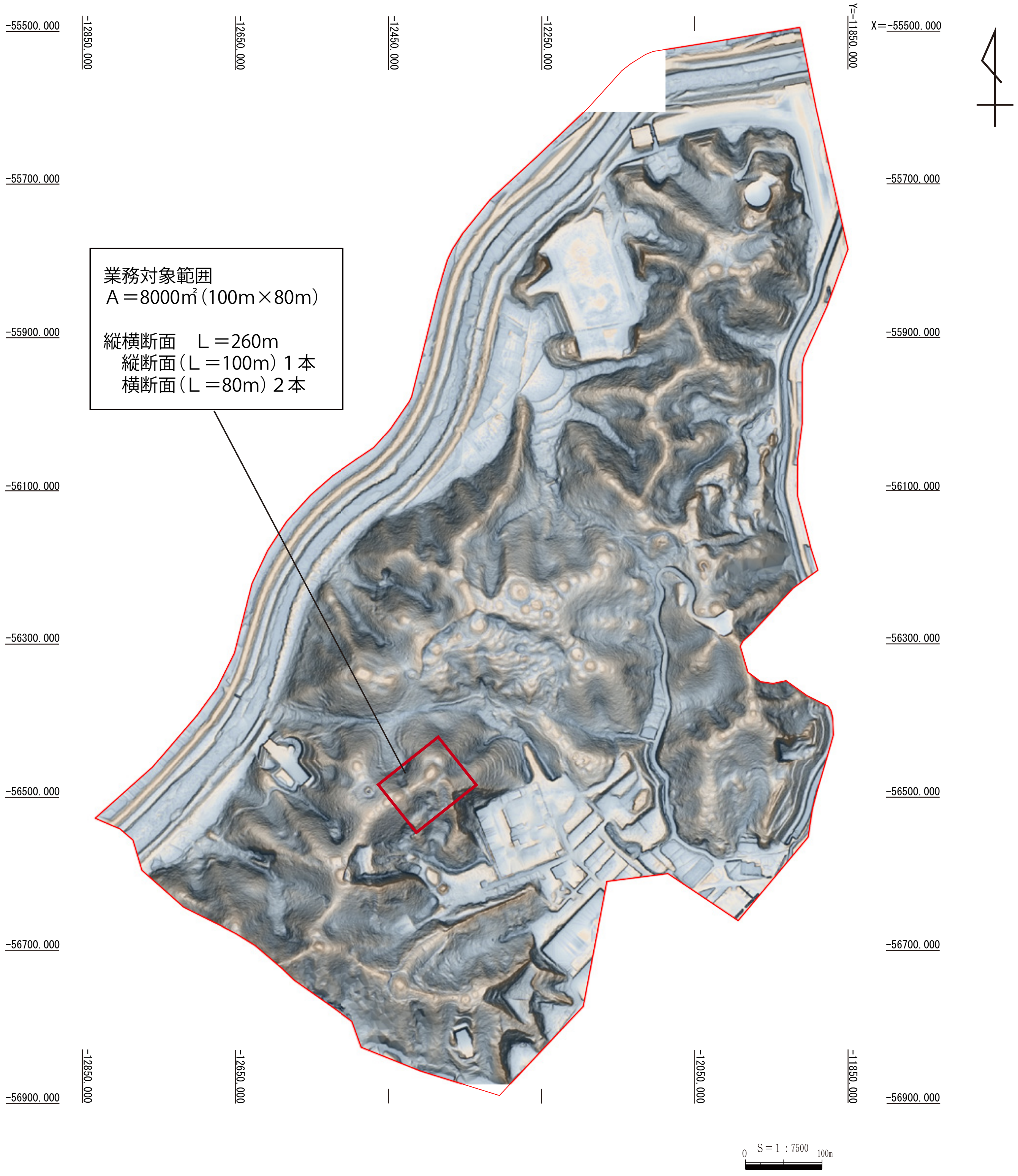
業務対象範囲
A＝8000㎡（100m×80m）
縦横断面　L＝260m
縦断面（L＝100m）１本
横断面（L＝80m）２本
-55500.000
-55700.000
-55900.000
-56100.000
-56300.000
-56500.000
-56700.000
-56900.000
X=-55500.000
-12850.000
-12650.000
-12450.000
-12250.000
-12050.000
Y=-11850.000
S＝1：7500
0
100m

特記仕様書

業務名　：　古海 18 号墳地形測量業務

特　記　仕　様　書

第1（目的・主旨）

本業務は、地上レーザスキャナーによって古海 18 号墳の三次元点群測量を行い、古墳の詳細な地形図を作成するものである。

第2（適用範囲）

本業務の履行に当たっては、鳥取県が定める「測量業務共通仕様書（最終改定令和8年3月10日）」（以下、共通仕様書という）によるほか、この特記仕様書によること。

編	章	節	条	見 出 し	項	特記及び追加仕様事項
追加				業務内容		**＜基準点測量＞** 基準点測量は GNSS 測量による実施も可とする。 **＜地上レーザ測量＞** 地上レーザ測量による成果品目及び要求仕様は以下のとおりとする。 【三次元点群測量オリジナルデータの要求精度等】 　要求精度 0.05m以上　要求点密度　100 点／㎡以上 ※作成する図面に適した精度及び要求点密度で測定すること。 【作成データ】 ・グラウンドデータ 　航空レーザ測量で規定するフィルタリング項目に準拠すること。 　（図面作成上必要と思われるものは除く） ・グリッドデータ 　作成する図面に適した間隔とすること。 ・等高線データ 　25 ㎝間隔、12.5 ㎝間隔及び5㎝間隔の等高線を作成すること。 ・数値地形図データ 　地図情報レベル 250 ・縦横断面データ　※サーフェスモデル作成を含む 　計3測線（L＝260m） 【作成図面】 ・等高線図　S=1/250 及び縮図（S=1/500 程度） 　25 ㎝間隔、12.5 ㎝間隔及び 5 ㎝間隔の3種類の図を作成すること。 ・縦横断面図　S=1/250 及び縮図（S=1/500 程度） ・微地形表現図（CS 立体図）　S=1/250 及び縮図（S=1/500） ※いずれの図とも発注者による校正を実施する（校正回数3回）。
追加				成果物		成果物は以下のとおりとする。 ・測量報告書　1部 ・成果図面（紙焼き）　各2部 ・電子媒体（ポータブル HD 等）　1部

						※ 電子媒体には測量報告書の PDF ファイル、オリジナルデータ、作成データ及び作成図面の電子データを収納すること。ファイル形式については共通仕様書の内容(共通仕様書で参照する規程・要領・マニュアルを含む)を基本とし、発注者と協議の上決定する。
追加	1		106	業務の実施		本業務は測量法施行令第 1 条第4号に該当するため、測量法の公共測量に該当しない。
追加	1		112	打合せ等	5	打合せ回数は、業務着手時、中間2回、成果物納入時の計4回とする。
追加	1		114	資料の貸与及び返却		下記の資料を貸与する。 ・令和5年度古海古墳群測量図作成業務成果物 (本業務対象地ほか古海古墳群全体の測量業務成果物。計測密度 20点/㎡の航空レーザ測量によって取得した三次元点群データから作成したグラウンドデータ・グリッドデータ・等高線データ等) そのほか、本業務において必要となる資料については、初回打合せ時において双方確認し、貸与することとする。
追加				貸与資料の使用		崖など直接計測が不可能な箇所については、上記貸与資料を使用してデータ及び図面を作成すること。
追加				疑義等		本業務を遂行する上で疑義が生じた場合は、調査職員と協議し、速やかに処理すること。
追加				熱中症対策に係る現場施設、設備に要する費用		熱中症対策に係る、主に現場の施設や設備に要する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上することができる。希望する場合は、施設・設備の種類、規模、設置期間及び概算費用について、事前に調査職員と協議すること。
追加				成績評定		本業務は、成績評定の対象外である。